

税務署受付印

(規格 A 4)

**適格分割等による特別償却準備金の損金算入又は
適格分割等による特別償却準備金の引継ぎに関する
届出書の記載要領等**

- 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 52 条の 3 第 14 項・第 68 条の 41 第 14 項若しくは平成 13 年改正措置法附則第 20 条第 10 項の規定により、適格分割等による特別償却準備金の損金算入について届け出る場合、又は平成 13 年改正措置法施行令附則第 15 条第 3 項の規定により、法人が、特別償却準備金を適格分割等により引き継ぐ場合において平成 13 年改正措置法附則第 20 条第 13 項、第 16 項及び第 19 項の規定を適用しようとする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出してください。
- 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付するとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 本文欄には、該当する手続及び当該手続の根拠条文に応じ、それぞれいずれか一方の不要文字を抹消して使用してください。
 - (4) 「分割承継法人等」の各欄には、措置法第 52 条の 3 第 11 項及び第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項及び第 12 項若しくは平成 13 年改正措置法附則第 20 条第 7 項及び第 8 項又は同条第 13 項、第 16 項又は第 19 項に規定する分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (5) 「適格分割等の年月日」欄には、措置法第 52 条の 3 第 11 項及び第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項及び第 12 項若しくは平成 13 年改正措置法附則第 20 条第 7 項及び第 8 項に規定する適格分割等の日又は同条第 13 項、第 16 項又は第 19 項に規定する適格分割、適格現物出資又は適格現物分配の年月日を記載してください。
 - (6) 「(旧)特別償却対象資産」の各欄には、措置法 52 条の 3 第 11 項又は第 12 項・第 68 条の 41 第 11 項及び第 12 項に規定する特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分及び特別償却対象資産の耐用年数省令に規定する耐用年数を、又は平成 13 年改正措置法附則第 20 条第 7 項又は第 8 項に規定する旧特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分及び平成 13 年改正措置法附則第 20 条第 7 項又は第 8 項の規定の適用に係る同条第 7 項に規定する旧特別償却に関する規定の区分を記載してください。
 - (7) 「分割承継法人等に引き継ぐこととなった特別償却準備金」の各欄には、平成 13 年改正措置法附則第 20 条第 13 項、第 16 項又は第 19 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐこととなった特別償却準備金の金額及び別表 16(9)その他添付明細を記載し、当該明細は当該届出書に添付してください。
 - (8) 「合理的な方法」欄は、分割承継法人等に引き継ぐこととなった旧租税特別措置法第 52 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項、第 7 項若しくは第 8 項の特別償却準備金の金額の計算の基礎となった平成 13 年改正措置法施行令附則第 15 条第 1 項第 2 号に規定する合理的な方法の内容を記載する。
 - (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (10) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。